障害を受け、もしくは長期入院により収入が著しく減少したとき
③事業の廃止や失業などにより収入が著しく減少したとき
④干ばつなどによる農作物の不作、不漁などの理由により収入が著しく減少したとき

【介護保険料を納めないでいると…】
◆1年以上滞納すると
⇩利用者負担をいったん全額負担（申請後、保険給付分を払い戻し）
◆1年6か月以上滞納すると
⇩保険給付分の一部または全部が差し止め
◆2年以上滞納すると
⇩利用者負担が1割から3割に変更・高額介護サービス費などが受給不可

【相談窓口はこちら】
・保険料の賦課については、福祉保健課☎83-2777
・保険料の納付相談については、住民課☎83-2190

世帯と被保険者の住民税の課税状況、所得段階別の要件			所得段階別の保険料額（年額）令和6年度		
世帯	本人	被保険者本人の所得など	所得段階	保険料率	保険料額
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	1	0.3	24,500円 (38,300円)
		前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の方	2	0.5	40,700円 (53,000円)
		前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	3	0.7	57,000円 (57,400円)
課税	非課税	前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	4	0.9	73,300円
		第4段階以外の方　**【基準額　6,780円／月額】** 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える方	5	1	81,400円
	課税	前年の合計所得金額が125万円未満の方	6	1.2	97,700円
		前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	7	1.35	109,900円
		前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	8	1.6	130,300円
		前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	9	1.7	138,400円
		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	10	1.9	154,700円
		前年の合計所得金額が500万円以上590万円未満の方	11	2.1	171,000円
		前年の合計所得金額が590万円以上680万円未満の方	12	2.3	187,300円
		前年の合計所得金額が680万円以上の方	13	2.6	211,700円

＊保険料所得段階の第1～3段階のカッコ内は、令和6年度に適用される公費による軽減前の保険料額

だれでもカフェ奥多摩

町と「見守り協定」を締結しているコープみらいでは「だれでもカフェ奥多摩」を開催します。午前中のひと時、おしゃべりをしながら簡単な工作などを一緒に楽しみませんか？
今回は保冷剤を使って『消臭剤』を作ります。
当日はコープみらいのスタッフが会場で
皆さまの来場をお待ちしています。

（写真はイメージです）

保冷剤を使って『消臭剤』を作ります
ビンはご用意しますが、お好きなビンをご持参いただいてもOKです！

【日時】6月20日（木）10:30～12:00
【会場】奥多摩町福祉会館　2階　会議室
【参加費】無料　【定員】10名
【申込不要】直接会場へお越しください。
【問い合わせ】奥多摩町地域包括支援センター　☎ 0428-83-8555

※この活動は、コープの子育て・高齢者支援事業の一つで、地域の居場所づくりを目的としており、営利を目的としているものではありません。　※この事業は奥多摩町地域包括支援センターが協力しています。
※感染状況によっては、マスクの着用等を求める場合があります。